

令和6年度住民税非課税世帯等給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、下記「支給対象」に記載された条件①または②に該当する世帯に対し、**1世帯あたり10万円**を給付するものです。
- 給付金を受給するためには、**期日までに手続きを行う必要があります。**

支給対象 (次の①または②のいずれかに該当する世帯)

- 令和6年6月3日時点で大府市に住民票がある世帯のうち、
①世帯全員の令和6年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯
②定額減税前において、世帯全員の令和6年度の住民税（所得割）が課税されていない世帯（※①の条件に該当する世帯を除く。）

※①または②の条件を満たす世帯でも、以下に該当する場合は**支給対象外**です。

- ・世帯全員が令和6年度住民税が課税されている人の扶養を受けている場合
- ・大府市または他の自治体で「低所得世帯生活支援特別給付金（7万円追加給付）」または「住民税均等割課税世帯給付金（R5年度均等割10万円）」を受給した世帯**（未申請・辞退した場合を含む。）**

※①と②は重複して受給できません。

- 給付対象世帯に**18歳以下の子ども**（平成18年4月2日以降生まれ）がいる場合は、**子ども1人につき5万円**を加算して給付します。

支給額

1世帯あたり**10万円**

※世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども1人につき**5万円**を加算します。

手続き方法

- ①世帯全員の令和6年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯
- ②定額減税前において、世帯全員の令和6年度の住民税（所得割）が課税されていない世帯（※①の条件に該当する世帯を除く。）

- ・DV等避難世帯
- ・死亡、離婚、課税内容の変更等の事情によって
- ①非課税世帯相当となった世帯
または
- ②均等割課税世帯相当となった世帯

「**支給要件確認書**」が届きますので、期日までに返送してください。

申請が必要です

申請期限 **10月31日（木）**まで



支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

住民税

均等割

所得割

一定以上の所得がある方が一律で同額を負担するもの

前年の所得額に応じて、負担額が変わるもの

- ①世帯全員の令和6年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯
- ②定額減税前において、世帯全員の令和6年度の住民税（所得割）が課税されていない世帯（※①の条件に該当する世帯を除く。）

はい

いいえ

- ・DV等避難世帯
- ・死亡、離婚、課税内容の変更等の事情によって、
 - ①非課税世帯相当
 - または
 - ②均等割課税世帯相当となった世帯

いいえ

はい

世帯の全員が住民税（均等割）が課税されている方に扶養されている世帯
または
大府市又は他自治体で物価高騰等対策のための給付金（7万円給付金・均等割10万円）を受給した世帯（未申請・辞退した場合を含む。）

はい

いいえ

令和6年6月3日時点で
大府市に住民登録がある世帯

いいえ

はい

令和6年6月3日時点で住民登録がある市区町村にお問合せください。

市から
支給要件確認書を送付します。

確認書に必要事項を記入して
市に返送してください。

いいえ

令和6年6月3日時点で
大府市に住民登録（生活拠点）がある世帯

いいえ

はい

令和6年6月3日時点で住民登録がある市区町村にお問合せください。

申請
が必要です。

いいえ

申請書および申立書に必要事項を記入して、**10月31日（木）**までに市に提出してください。

支給対象外

受付期間・場所

7月16日（火）～10月31日（木）市役所1階 7番窓口（地域福祉課）



確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求めることがあります。
意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

警察相談専用電話（#9110）

お問い合わせ

大府市役所 地域福祉課 給付金担当

☎0562-47-2111（内線579）

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで）
（土・日・祝日を除く。）

